

裁判所職員定員法

(昭和二十六年三月三十日法律第五十三号)

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の全部を改正する。

第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区分	員数
高等裁判所長官	八人
判事	二、一五五人
判事補	八四二人
簡易裁判所判事	八〇六人

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千七百四十四人とする。